

令和7年10月9日

第214回技術部門連絡会議了承

技術職員の人事交流に関する申合せ

本申合せは、各研究所・研究施設の技術職員が現在所属する組織（以下「所属組織」という。）以外の組織（以下「受入組織」という。）において、各研究所・研究施設が有する知見・ノウハウの共有を目的とした一時的な人事交流を行う場合の取り扱いについて定めるものである。

第1条（目的）

本申合せは、技術職員が所属組織以外の受入組織において実務を行うことにより、専門性の向上および業務理解の深化を図ることもって、各研究所・研究施設が有する知見・ノウハウの共有を目的とする。

第2条（適用範囲）

本申合せは、技術職員が所属組織から受入組織に対して、第一条の目的として一時的に異動する場合に適用する。

第3条（異動の位置付け）

1. 技術職員は、人事交流期間中は、配置換により受入組織に所属する。
2. 異動期間、業務内容等については、所属組織の長、受入組織の長、及び異動する技術職員の間で書面により合意する。

第4条（処遇等）

1. 人事交流終了後は、原則として元の所属組織に復帰する。
2. 人事交流期間中に係る経費（出張旅費等）は、原則として受入組織が負担する。
3. 必要に応じて、人事交流に係る費用等の取り扱いを第3条の2に定める書面により明確にする。

第5条（安全衛生および事故対応）

受入組織は、人事交流中の職員に対し、安全衛生および労務管理上の適切な措置を講ずる。事故や災害が発生した場合には、速やかに所属組織と連携して対応する。

第6条（その他）

この申合せに定めのない事項については、所属組織および受入組織が協議のうえ、適切に対応する。

附則（施行期日）

本申合せは、令和7年10月9日より施行する。